

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月31日 08時15分ごろ
発生場所	青森県蓬田村蓬田漁港東方沖 後 瀧港東防波堤灯台から真方位001° 3.3海里付近 (概位 北緯40° 59.3′ 東経140° 40.2′)
事故の概要	漁船竜福丸は西進中、また、ミニボート（船名なし）は南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年6月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 竜福丸、4.92トン AM3-30101（漁船登録番号）、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許なし
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A なし B 左舷船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、約10ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、船長Aが、右舷方の養殖施設付近に漁船以外の船舶がいるとは思わず、船首方のみを見て右舷船首方のB船に気付かずに航行し、B船と衝突した。 B船は、操縦者B及び同乗者Bが乗り、釣り場を移動しようと約5ノットの速力で南進中、操縦者Bが、左舷船首方から接近するA船を視認したものの、いずれA船がB船を避航するものと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、A船と衝突した。
分析	船長Aは、船首方のみを見て航行を続けたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 操縦者Bは、左舷船首方から接近するA船を視認したものの、いずれA船がB船を避航するものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が西進中、B船が南進中、両船が互いに接近する状況下、船長Aが船首方のみを見て航行を続け、また、操縦者Bが、い

	ずれA船がB船を避航するものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 養殖施設付近を航行する場合、船外機付きのゴムボートが航行している可能性があるため、見落とすことのないように見張りを行うこと。・ 航行中、衝突のおそれのある態勢で接近する船舶を認めた場合、相手船がいずれ避航してくれるものと思わず、笛を鳴らす又は声を上げるなどして相手に自船の存在を知らせるとともに、自らが停止するなど衝突を避けるための適切な措置をとること。